

## 豊田市渡刈クリーンセンター溶融スラグ販売要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市渡刈クリーンセンターにて発生する溶融スラグの有効利用の促進を図るため、溶融スラグの販売に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「溶融スラグ」とは、一般廃棄物を溶融処理することにより発生する溶融固化物をいう。

(販売製品)

第3条 販売する溶融スラグは、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第11条に基づき制定されたJISA5032「一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」の規格に相当するものとする。

(販売場所)

第4条 溶融スラグの販売場所は、豊田市渡刈クリーンセンターとする。

(販売日及び販売時間)

第5条 溶融スラグの販売日は、次に掲げる日を除く日とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 溶融スラグの販売時間は、午前8時30分から午後4時までとする。

3 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、臨時に販売日又は販売時間を変更することができる。

(販売対象)

第6条 販売の対象者は、アスファルト混合物を製造する者、その他有効利用できると認められた者で、次の各号のいずれかに該当する品質の確保ができるものとする。

(1) 豊田市渡刈クリーンセンターが販売する溶融スラグを用いて、愛知県リサイクル資材評価制度（あいくる材）の認定を受けた製品・資材等を製造する者

(2) 市が発注する公共工事に用いるため、豊田市渡刈クリーンセンターの溶融スラグ入りの製品を製造しようとする者

(3) その他市長が必要と認めた者

(申込み)

第7条 溶融スラグを購入しようとする者は、溶融スラグ購入申請書（様式第1号）に必要事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。

(販売等の制限及び停止)

第8条 市は、販売用溶融スラグの在庫量が不足する場合その他やむを得ない事情がある場合は、溶融スラグの販売等を制限し、又は停止することができる。

2 前項により溶融スラグの販売等を制限し、又は停止した場合は、購入申込者に対し必要に応じて溶融スラグ不出荷証明書（様式第3号）を発行する。

(購入者の責務)

第9条 溶融スラグを購入する者（以下「購入者」という。）は、溶融スラグの積込みを行う

とき及び運搬するときは、安全に十分留意しなければならない。

(販売単価)

第10条 溶融スラグの販売単価は、10kg当たり2円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

(販売代金の減免)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、溶融スラグの販売代金を減免することができる。

- (1) 溶融スラグの有効利用の促進に適した試験及び研究等を行う者であると市長が認めるとき。
- (2) 市が自ら使用するとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の規定に基づき減免を受けようとする者は、溶融スラグ減免申請書(様式第2号)に必要な事項を記載の上、市長へ提出しなければならない。

(計量)

第12条 販売する溶融スラグの計量は、豊田市渡刈クリーンセンターが設置する計量機において溶融スラグの積込みを行う前に車両重量の計量を行い、溶融スラグの積込みを行った後に、再度、車両重量の計量を行うことにより、その計量の差によって算出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市が特に指示した場合は、その指示に従い計量するものとする。

3 豊田市渡刈クリーンセンターの計量機の計量単位は、10kgとする。

(引渡し)

第13条 溶融スラグの引渡しは、次の各号のとおり行うものとする。

- (1) 引渡しは、豊田市渡刈クリーンセンターでの現地引渡しとし、運搬車両への積込みは市が行うものとする。
- (2) 引渡しの際、計量票及び出荷票(様式第5号)を渡すものとする。
- (3) 引渡しを受けた者の求めに応じて、道路用溶融スラグ細骨材試験成績書(様式第4号)を発行するものとする。

(販売代金の徴収)

第14条 市長は、各月の月末を整理日として、豊田市予算決算会計規則(昭和63年規則第23号)第38条第2項に定める納入通知書により代金を徴収するものとする。

2 購入者は、納入通知書に記載された納付期限までに販売代金を納付しなければならない。

3 納付期限までに販売代金の全額が納付されないときは、督促状により督促するものとする。

(債権管理)

第15条 前条にかかる債権管理は、豊田市債権管理条例(平成21年条例第1号)に基づき行うこととする。

(販売の停止)

第16条 溶融スラグの購入者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その販売を停止するものとする。

- (1) 督促状により督促した場合においても、その納期限までに販売代金の納付がされないと

き。

(2) その他市長が必要と認めたとき。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、環境部副部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

## 溶融スラグ購入申請書

年 月 日

豊田市長 様

申込者 住 所  
氏 名

（法人の場合は名称及び代表者名）

電話番号

下記のとおり溶融スラグを購入したいので、豊田市渡刈クリーンセンター溶融スラグ販売要綱第7条の規定により申請します。

記

担当者氏名	
担当者連絡先	電話                      F A X
購入希望数量（予定）	t                      （ t 車両      台分）
購入希望日（予定）	年 月 日（ ） 午前・午後      時
用                      途	<input type="checkbox"/> アスファルト混合物細骨材 <input type="checkbox"/> その他（                      ）
特記事項	使用工事名（確認できる範囲で記入して下さい。）

※1 溶融スラグの購入を希望する方は、溶融スラグ購入申請書に必要事項を記入のうえ、事前に清掃施設課へ提出してください。

※2 溶融スラグの引渡し場所は、渡刈クリーンセンターでの現地引渡しとし、運搬車両への積み込みは豊田市が行います。

※3 溶融スラグの販売等を受ける方は、溶融スラグの積み込みを行うとき及び運搬するときなど、安全に十分留意してください。

※4 溶融スラグ購入代金は、申込者へ月末を整理日として請求させていただきます。

※5 溶融スラグ購入代金は、本市が発行する納入通知書により納入させていただきます。

## 溶融スラグ減免申請書

年 月 日

豊田市長 様

申込者 住 所  
氏 名

(法人の場合は名称及び代表社名)

電話番号

下記のとおり溶融スラグの利用をしたいので、豊田市渡刈クリーンセンター溶融スラグ販売要綱第 11 条の規定により申請します。

## 記

溶 融 ス ラ グ 利 用 場 所	名 称	
	所 在 地	
	担 当 者	
	電話番号 (FAX)	
利用希望数量 (予定)		kg
引取希望日 (予定)		年 月 日 ( ) 午前・午後 時
利 用 目 的 用 途		※具体的に明記 (添付資料可)

## 誓 約 書

溶融スラグを利用するに、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 溶融スラグの性状を正しく理解し、適切に取り扱うとともに、利用目的及び用途以外には利用せず、それを第三者に譲渡しません。また、運搬及び保管にあたっては、シート等を張って飛散等の防止に努めます。
- 2 試料を用いて製造した生成物等及び余った試料の最終処分は、関係法令を遵守し、責任をもって安全に処分します。
- 3 研究結果等は、市長の承認を得た場合にのみ発表します。
- 4 研究結果等については、速やかに報告します。
- 5 試料の管理及び処分等に関して豊田市が求める立会い、説明、報告、指示等は直ちに応じます。
- 6 試料を用いて開発した成果等についての営業活動に豊田市を利用しません。

第 号  
年 月 日

様

豊田市長

溶融スラグ不出荷証明書

年 月 日付けにて申請がありました溶融スラグ購入申請書・溶融スラグ利用申請書について、下記の理由により豊田市渡刈クリーンセンターから溶融スラグの引渡しが出来ないことを証明します。

記

理 由：

## 道路用溶融スラグ細骨材試験成績書

年 月 日

製造者 : 豊田市  
 製造場所 : 豊田市渡刈クリーンセンター  
 ロット年月 :  
 試験機関名 :

品質管理 責任者	出荷承認	JISA5032 相当品質
	可 不可	有 無

試験対象ロット				
項目		試験結果	規格値	備考
有害物質の溶出量	カドミウム	mg/L	0.01 以下	
	鉛	mg/L	0.01 以下	
	六価クロム	mg/L	0.05 以下	
	ひ素	mg/L	0.01 以下	
	総水銀	mg/L	0.0005 以下	
	セレン	mg/L	0.01 以下	
	ふっ素	mg/L	0.8 以下	
	ほう素	mg/L	1 以下	
有害物質の含有量	カドミウム	mg/kg	150 以下	
	鉛	mg/kg	150 以下	
	六価クロム	mg/kg	250 以下	
	ひ素	mg/kg	150 以下	
	総水銀	mg/kg	15 以下	
	セレン	mg/kg	150 以下	
	ふっ素	mg/kg	4000 以下	
	ほう素	mg/kg	4000 以下	

試験対象ロット				
項目		試験結果	規格値	備考
外観			良	
粒度分布	呼び名	FM-2.5		
	ふる 質量 百分 率を 通る もの の %	26.5mm		-
		19mm		-
		13.2mm		-
		4.75mm		100
		2.36mm		85~100
		1.18mm		-
75μm		0~10		
表乾密度	g/cm <sup>3</sup>		2.45 以上	
吸水率	%		3.0 以下	
すりへり減量	%		-	

## 溶融スラグ出荷票

受領者サイン

発行No.	出荷年月日	利用（受取）者名

種類又は呼び名	ロット番号	質量(kg)	検査年月日

製造者 豊田市  
製造工場 豊田市渡刈クリーンセンター